

安全教育のための計画

—その基礎資料について—

舟木哲朗

健康で安全な生活をさせるということは、幼児教育においては何ものにも優先して第一に取り上げられなければならない問題である。学校教育法第七十七条でも、幼稚園教育要領（二ページ）の具体目標でも、最初にこのことに触れているのは、人命を尊重する民主主義の立場から当然のことであろう。

われわれが「安全教育」と言う場合、それは、幼児の園生活のすべて、および通園途上、更に家庭へ帰つてからの生活も含め、幼児生活の全部にわたるものでなければならない。そして、これら幼児の全生活のそれぞれの場において、それぞれの生活に即して行われるものでなければならぬ。したがつて、特別な例外的なものを除いては、安全教育という特別な活動を行うのではなく、いろいろな活動に付随して指導するものが多い。

このような観点からすれば、安全教育の

計画は、教育課程に全面的に取り上げるべきであつて「安全教育」という活動の領域を準備するのは適当でない。

幼稚園教育要領による、幼稚園の教育内容を示す六「領域」は、これを、目標の領域と解釈すれば納得がいくけれども、活動の領域と解してはならない点がたくさんある。安全教育についての考え方もその一つである。即ち、幼稚園教育要領によれば、幼稚園教育の具体的な目標として（二ページ）「健康で安全な生活ができるようになる」という項目があり、その中に四つの少項目が示されている。そして、教育内容として「健康」のところに（六十九ページ）「健康生活のためのよい習慣を身につける」「伝染病その他の病気にからないようになる」「けがをしないようにする」という項目があり、それぞれ若干の小項目が示されている。ところで、「社会」以下の五領域の内容には、安全教育らしいねらいは全然

出て来ない。もし六「領域」を活動の領域と解釈すれば安全教育については「社会」以下の領域では考えずに、特別な活動を準備することになる。こんなことは愚論かも知れない。しかし、現状から考えると、「領域」を、小学校における「教科」と同じに考えられたり、「領域」にこだわった活動が並べられた教育課程もよく見受けるので、

また、以下私が述べようとすることについて誤解があつては困るので、解釈の立場を明らかにしたまでである。

右の通りであるから安全教育だけを取り出した指導計画ではなくて、児童の全生活の指導の中で常に安全教育が行われるような計画を立てなければならない。けれども、安全教育の内容、方法および指導のおよその時期について、あらかじめ必要な資料を準備しておかなければ、教育課程構成の際に、もれるものがあつたり、指導に手ぬかりがあつたりして、不慮の災害を受

けることが無いとも限らない。ここに挙げる計画は、このような意味での、教育課程構成のための資料として作製したものである。

ここでは、安全教育を狭義に解釈し、灾害の防止に重点を置いた。

(一) 年間を通じ常に注意するもの

入園当初は特に重点的に指導すると共に年間を通じて保育活動の中へ織り込むようにいろいろな形でしほしば取り扱う。

1. 園内外の日常生活における事故防止
 - * 視界のきかぬ所へ石を投げない。
 - * 視界のきかぬ所から往来へ飛び出さない。
 - * 友だちに砂を投げない。
 - * 刃物を持って騒がない。
 - * 危険な遊びに気をつける。
 - * 片付けの時物を乱暴に取り扱わない
 - * 造形活動の際道具（特に木工具や鍼など）の取り扱いに気をつける。

- * 棒をふりまわす・チャンバラ

- * プロレスごっこ・カンケリ
- * ビー玉・釘打ちなど
- * おしくらまんじゅうなどで、だれかがころんだら、すぐやめる。
- * 危険な木登りをしない。
- * 窓などへあがらない。
- * 廊下を走らない。

2. 運動による事故の防止

- * 横断歩道（ある場合）を渡る。
- * 信号（ある場合）に従う。
- * 先を争わず敏速に行動する。原則として走らない。
- * 道路を横断する時は、左右をよく見て渡る。
- * 点呼や集結が敏速確実にできるようにする。
- * 急にはげしい運動をしない。
- * 運動種目別に特有な起りやすい外傷を知り、それを防ぐ。
- * 遊具が安全かどうかたしかめてから遊ぶ。
- * 遊び場に危険物があれば除去する。
- * 運動に適する服装をする。
- * 病気の時、疲労している時、気のすすまぬ時などは運動しない。
- * 能力相応の運動をする。
- * 遊びのルールを守る。
- * 合理的な運動の技術を身につける。

4. 性事故・誘かいの防止

- * おいしゃさんごっこに注意する。
- * 知らぬ人について遠くへいかない。
- * 外では一人で遊ばない。

5. 非常災害の際の避難訓練

- * 非常災害の時の出入口・通路・集結場所などをよく知っておく。
- * 指示された通り敏速に集合する。
- * 伝染病発生時、野外遊びの多くなる時、自然観察のための園外保育を行いう時などに特に重点的に指導するが、平素から注意を怠らぬようにする。
- * 自動車のあとを追つて走らない。
- * 横に並んで歩かない。
- * 自動車のすぐ前や後を横断しない。
- * 道路を斜めに横断しない。
- * 大切なものでも捨てて行動する。

(教師の指示による)

1. 伝染病の予防

- ① 手洗(正しい洗い方消毒液の使い方)

* 用便後

* 食前

* 作業後

* 洗面時

(2) 食事

* 不潔なものを食べない。

* 腐敗したものを食べない。

* 暴飲暴食しない。

* 消化器系伝染病流行の時は、生水

* 生物を摂らない。

(3) 健康に異状があつたら申し出る。

* 下痢

* 発疹

* 頭痛

* 嘔吐

* 咳など

(4) 過労の防止

* 睡眠

・就寝前に食事しない。

・騒音・ノミ・カなどを避ける。

・就寝前に用便する。

* 就寝前に茶やコーヒーのような興

* 薰剤を飲まない。

* 寝具やねまきを清潔に保つ。

* 消灯して寝る。

(2) 休息

* 栄養

* 伝染病発生の場所へ近寄らない。

(5) 常に身のまわりを清潔に保つ。

(6) きたない所で遊ばない。

(7) ハンカチ・ハブラシなどは自分のも

のを使う。

(8) 指や玩具を口へ入れない。

(9) パラ

2. 生物による事故の防止

(1) 毒草、または多量に食べると害のあるもの

るもの

* ドクウツギ

* シキミ

* イタドリ、スイバ、ギンギン、カ

タバミ、シユウカイドウ

* ヨウシュチヨウセンアサガオ

(6) 人体に有害な水中動物

* ナマズ

* ポンズイ

* トリカブト

* ジャガイモの皮や芽

* 生ウメ

* ドクゼリ、キツネノボタン

* ヨウショヤマゴボウ

(2) かぶれるもの

* ヤマウルシ、ウルシ、ヌルデ、ツ

タウルシ、ハゼノキ

(3) 毒針のあるもの

* イラクサ、ミヤマイラクサ

(4) とげのあるもの

* サイカチ、ジャケツイバラ、ノイ

アブ、ブヨ、カ

* マムシ

* ハチ

* ドクガ

* アブ、ブヨ、カ

* ナマズ

— 18 —

* ユウレイクラゲ、アンドンクラゲ、
アカクラゲ

* ヒル

(7) 動物園で注意を要する獸類

* クマ

* ライオン、トラ

* サル など

(8) 動物園で注意を要する鳥類

* オーム

* ツル など

(9) 動物園で注意を要する鳥類

右のうち、伝染病の予防に関するもの

は、平素から常に指導しておかなければな

らないが、特に流行時は強調する必要があ

る。動植物に関するものは、指導の時期を

適切に選ぶ必要があり、特に植物について

は、名称を覚えることが大切なのはな

く、実物を見て、眼で知ることが大切であ

る。

(三) 眼られた時期に集中的に指導するも

の
主として季節的なもので期間もあ

まり長くはなく時期が限定されてい

るのでその時期だけに集中的に指導

* 気候に応じて衣服を調節する。
* 汗のついた下着は着かえる。

する。

* 汗をふく。
* 入浴をし、身体を清潔にする。

* 皮膚病の予防

1. 梅雨期の衛生

(1) 赤痢と疫痢の予防

* 前項「伝染病の予防」参照。

* 予防注射を受ける。

(2) 食中毒の予防

* 前項「伝染病の予防」参照。

・伝染はしないし、厳密に言う

と、伝染病といろいろな点で相

異があるが、幼児に対しては同
じ注意でじゅうぶんである。

(3) 胃腸病の予防

* 暴飲暴食しない。

* よく噛んで食べる。

* 寝冷えしない。

(4) 栄養障害の予防

* 偏食しない。

(4) 危険の防止

* 遊ぶ所を決めておく。

* 川や海などへは、だまつていかな

2. 夏季の注意

(1) 日射病の予防

* 過度な日光浴をする。

* 外で遊ぶ時帽子をかぶる。

(2) 胃腸病の予防

* 水遊びはあまり長くしない。

* 冷たいものをたくさん食べない。

* 寝冷えしない。

(3) 過労防止

* 睡眠をしっかりととる。

* 夕方おそくまで遊ばない。

* 夜更ししない。

い。また必ずおとなといっしょにいく。

3. 冬季の注意

- (1) 規則正しい生活をする
 - * 食事やおやつの時間を守る。
 - * 朝寒がらずに起きる。
 - * 就寝の時いやがらずに更衣する。
- (2) 寒さに負けない。感冒の予防
 - * 薄着の習慣をつける。
 - * ポケットに手を入れずに歩く。
 - * 姿勢を正しくする。
 - * 気温に応じて衣服を調節する。
 - * うがいや手洗いをいやがらずにすむ。
- (3) 晴天の日は外で遊ぶ。
 - * 室内の換気に気をつける。
 - * 「ひび」「あかぎれ」の予防
 - * 顔や手足を清潔にする。
 - * 手足をぬれたまま放置しない。
 - * × × × ×
- (4) 雪や氷による危害の防止
 - * 冷えた手足を急に火に当てない。
 - * 手足をよくまさつする。
 - * 道路上で遊ばない。
 - * 危険な所ですべらない。
 - * スキーやそりは、安全かどうかたしかめてから使う。
 - * 池や沼に張った氷の上を歩かない。
 - * 雪を食べない。
- (5) 火に伴う危害の防止
 - * ストーブのまわりでさわがない。
 - * ストーブのまわりへ燃えやすいものをおつけない。
 - * 火遊びをしない。

(島根大学教育学部付属幼稚園教諭)

以上の資料に基づいて教育課程を構成する場合、最初にも述べたように、安全教育としての活動ないし特別な指導として単独に考えるのではなく、また、六「領域」別の活動を計画して「健康」の所にまとめるではなく、「健康」は勿論「社会」以下の各領域で取り上げられている経験を準備する場合にも当然安全教育という立場は必要になってるので、右の資料そのままではなくて、これを、幼稚園生活にわたるよう再構成する必要がある。したがってこれはどこまでも「資料」であって、安全教育の教育課程ではないことを重ねて申し添えたい。

一般的に言って、夏季は幼児の身体を病氣から守つてやることに力点を置くべきであり、冬季は積極的な鍛錬（勿論発達段階に即した、無理のない）に力点を置き、それに伴う危害の防止に配慮すべきである。